

目次

第1章	教育職員免許関係法令の概要	
1	教育職員免許関係法令の見方	1
2	免許法の目的	2
3	用語の意味	2
4	教員と免許状	3
5	免許状の種類及び効力	3
6	免許状の授与等	5
7	新特別支援領域の追加の定め	6
8	欠格事項	6
9	免許状の失効と取上げ	7
10	免許状の書換又は再交付	7
11	教員免許更新制	7
12	罰則	7
13	免許法の主な特例規定	9
第2章	免許状の取得方法	
第1節	普通免許状の取得方法	15
1	小学校教諭免許状	16
2	中学校教諭免許状	22
3	高等学校教諭免許状	32
4	幼稚園教諭免許状	42
5	養護教諭免許状	49
6	栄養教諭免許状	52
7	特別支援学校教諭免許状	56
8	特別支援学校自立教科等教諭免許状	61
9	特別支援学校自立活動教諭免許状	62
第2節	臨時免許状の取得方法	63
第3節	特別免許状の取得方法	65
第3章	単位の修得及び在職年数の算定	
第1節	単位の修得	67
1	大学等の教員養成による場合	67
2	教育職員検定による授与の場合	67
第2節	在職年数の算定	68
1	在職年数の起算	68
2	在職年数の通算	68
3	在職年数を通算する際の留意事項	69
第4章	相当免許状を要しない非常勤の講師の届出及び免許教科以外の教科の教授担任許可申請	
1	相当免許状を要しない非常勤の講師の届出	70
2	免許教科以外の教科の教授担任許可申請	70

目 次

第5章	免許状の出願	
1	出願書類の作成	72
2	手数料	72
第6章	その他	
1	免許状授与（交付）証明	73
2	特別支援学校関係	73